

号外こうつうあんぜんだより

令和7年3月兵庫県くらし安全課

交通事故にあった

小学生の人数 (令和6年中)

537 人



自転車の事故が...

217 人



小学生の交通事故にあった場所 (令和6年中)

交差点

交差点付近

が7割以上!!

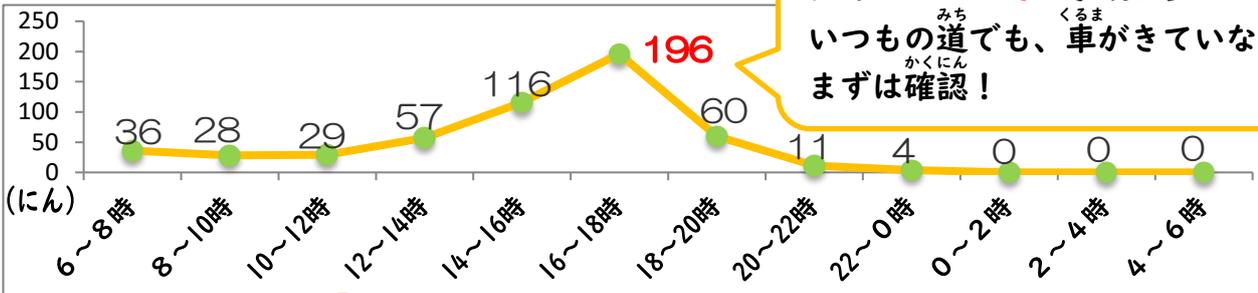


こんな場所が「交差点」!
十字や丁字などのかたちがあるよ



「わたります」の合図を!

小学生が交通事故にあった時間 (令和6年中)



夕方(ゆうがた)の4~6時の事故が多い
いつもの道でも、車がきていないか
まずは確認!

交通安全キーワード こいぬのあしあと について確認しよう!

- 交通安全は家庭から
- いつものみちでも とまる・みる・まつ
- ぬれたみちでは スリッパちゅうい
- のるときは ブレーキ・ライトだいじょうぶ
- あおしんごうでも みぎ・ひだり
- シートベルトは カチツとなるまで(鳴るまで)
- あかるいふくと はんしゃざい
- 「止まれ」のばしよは いったんとまってみぎ・ひだり

自転車ヘルメットをかぶろう

大人もかぶろう! ヘルメット



自転車ヘルメット、かぶっていますか?

兵庫県では、自転車ヘルメット着用啓発動画を3種類
芸術系大学の学生さんに作っていただきました
動画視聴は右のQRコードから是非ご家庭でご覧ください。



兵庫県 自転車ヘルメット 動画



動画視聴はこちらから



号外 交通安全だより



令和7年3月兵庫県くらし安全課

■中学生の交通事故発生状況(令和6年中) 【道路形状別】

傷者数

309人

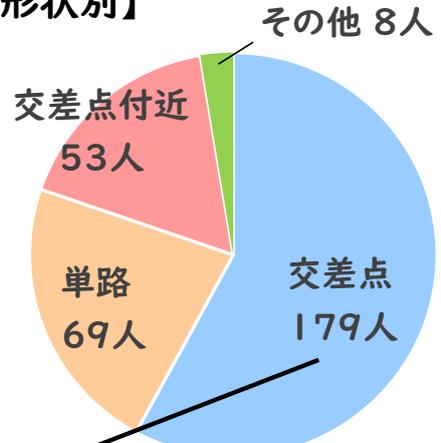
このうち、
自転車乗用中の事故が

188人

約6割が自転車!

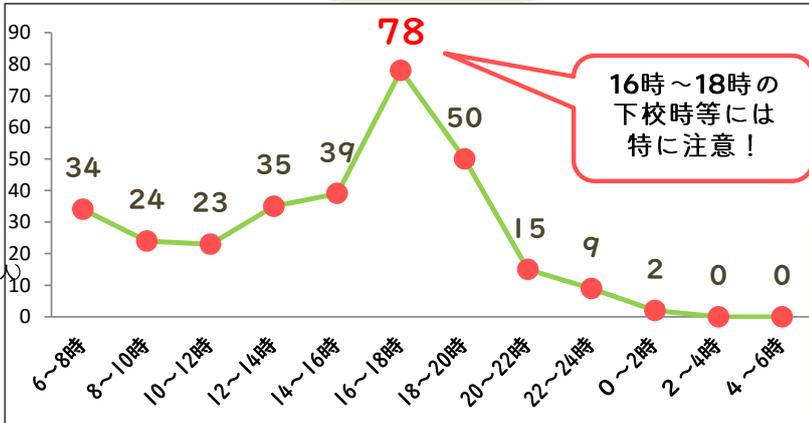


横断歩道をわたるときは
「わたいます」の合図を出しましょう



事故の多くが
交差点で発生しています。
一時停止の標識があるところでは
自転車も必ず止まりましょう。
信号が青でも安全確認を
怠らない!

【時間別】



16時~18時の
下校時等には
特に注意!

暗くなる前に自転車のライトを
つけたり、出かける時には反射材を
身につけましょう!



自転車保険に入っていますか?

兵庫県では
加入義務があります!



自転車は子供から高齢者まで、幅広く利用されています。
兵庫県でも、小学生が自転車運転中に起こした交通事故で
高額賠償事例が発生しています。

万が一、事故を起こした際、被害者の救済・加害者の経済的
負担を軽減するために、自転車保険に加入しましょう!



自転車ヘルメットをかぶろう



大人もかぶろう!

自転車ヘルメット、かぶっていますか?
兵庫県では、自転車ヘルメット着用啓発動画を3種類
芸術系大学の学生さんに作っていただきました
動画視聴は右のQRコードから是非ご家庭でご覧ください。



兵庫県 自転車ヘルメット 動画



動画視聴はこちらから



号外

交通安全だより



令和7年3月兵庫県くらし安全課

■高校生の交通事故発生状況

死傷者数

(令和6年中)

646人



このうち、
自転車乗用中の事故が

480人

約7割を
占めています

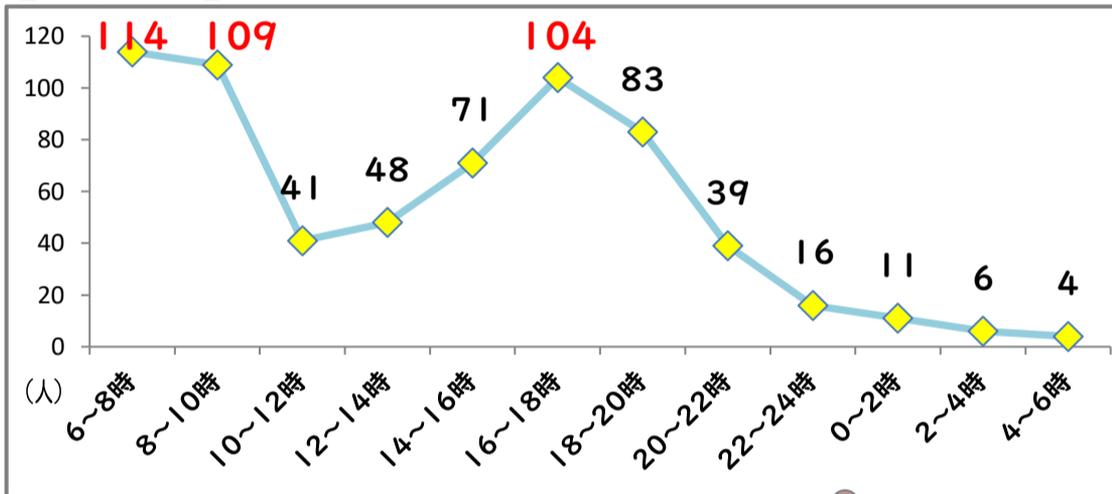
事故でけがをした時の 行動目的 (令和6年中)

- ① 登校 (208人)
- ② 下校 (198人)
- ③ 訪問 (84人)

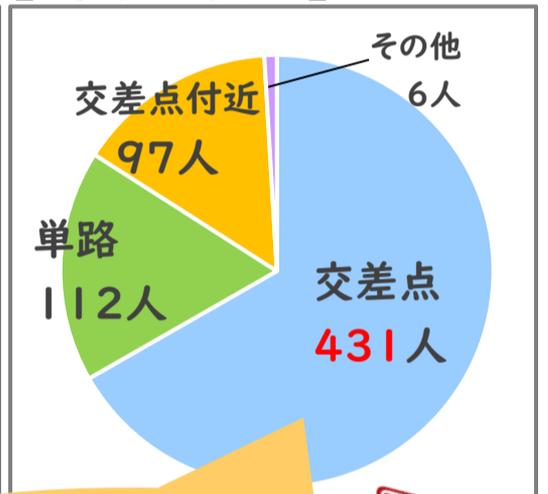
死傷者646人のうち、
6割以上が
登下校中の事故
となっています。



【時間別】



【道路形状別】



二輪車の交通事故に注意!

ヘルメット・プロテクターの正しい着用を!

全体の約7割が交差点で発生しています。

一時停止の標識があるところでは自転車も必ず止まりましょう。交差点では必ず左右の安全確認を!

止まれ

知っていますか?

自転車でも青切符

令和8年5月までに施行されます!

16歳以上の自転車の交通違反者に対して、一定の違反に青切符が適用されることとなりました。違反者には、**反則金**の納付が課されます。



自転車ヘルメットをかぶろう



大人もかぶろう! ヘルメット



自転車ヘルメット、かぶっていますか?

兵庫県では、自転車ヘルメット着用啓発動画を3種類芸術系大学の学生さんに作っていただきました。動画視聴は右のQRコードから是非ご家庭でご覧ください。



兵庫県 自転車ヘルメット 動画



自転車

知っていますか？



運転者講習制度

自転車運転者講習制度とは・・・

自転車運転中に信号無視等の ※危険な交通違反 を3年以内に2回以上繰り返した14歳以上の者に対して都道府県公安委員会が、交通事故防止のための講習を受けるように命令します。

受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金に処せられることがあります。

講習の対象となる危険行為（16項目） ※危険な交通違反

●信号無視



●通行区分違反 (右側通行、歩道通行など)



●指定場所一時不停止



●安全運転義務違反 (脇見運転など)



●携帯電話使用等



その他

- 通行禁止違反（歩行者用道路を通行するなど）
- 酒気帯び運転等
- 歩行者用道路における車両の義務違反
- 妨害運転（交通の危険のおそれ・著しい交通の危険）（「軽車両を除く」等、規制の対象となっていない場合で通行する際に徐行しないなど）
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害（歩行者を妨げる速度で進行するなど）
- 遮断踏切立入り（警報が鳴っている踏切に進入するなど）
- 交差点安全進行義務違反等（他の車両等に注意して進行しないなど）
- 交差点優先車妨害等（交差点右折時に直進車等を妨害するなど）
- 環状交差点安全進行義務違反等（徐行せずに環状交差点に進入するなど）
- 歩道通行時の通行方法違反（自転車で歩道を走行する際に歩行者の通行を妨げるなど）
- 制動装置不良自転車運転（ブレーキ不良の自転車を運転するなど）

もしも、交通事故を起こしてしまったり・・・

自転車に乗っていて、交通事故を起こしてしまっても、落ち着いて、以下のように行動しましょう。

- ① 相手や自分にケガがないか確認！
近くの人に助けを求めましょう。
ケガがあるときは、119番通報します。（してもらおう）
- ② 歩道など車がこない安全な場所へ避難しましょう。
- ③ 110番通報し、警察官を呼びましょう。（呼んでもらおう）
- ④ 親や先生に連絡しましょう。（してもらおう）



⚠ 車だけでなく、歩行者や自転車とぶつかっても交通事故となります。何もせずにその場から立ち去ってしまうと、ひき逃げや当て逃げとなってしまいます。

～自転車保険の加入は義務です！加入・更新忘れずに～